

FOR TOMORROW

しづや法人

申告納税は
 e-Tax で!!



(芦ノ湖より富士山を望む)

2009.12
No. **499**
平成21年

創立60周年、社団化45周年記念式典を 開催します！

税務コーナー(法人税・印紙税・源泉所得税・都税)	4
法定調書、所得税還付申告のお知らせ	6
法人会事業アラカルト	8
環境問題をどう考えるか	13
都税コーナー	14

法人会掲示板 12月^{師走}

12・1月・(2月) 実施する主な事業

- 12月1日 携帯電話活用セミナー
- 12月17日 理事会・年末役員懇談会
- 12月22日 東法連事務局長会議
- 1月8日 創立60周年、社団化45周年記念式典
(新年賀詞交歓会)
- 1月29日 女性部会新年会
- 2月3日 源泉研究部会役員・世話人会
- 2月8日 15ブロック新春の集い
- 2月12日 第19・20・21ブロック合同研修会

メールアドレスご登録のお願い

渋谷法人会では、法人会ホームページ“なかまネット”を通じて様々な会員サービスを展開していきたいと考えております。

まずご登録いただき、ご自身の会社の情報をアクセスする方に公開して下さい。

公開する情報は選べます。また、自社のホームページにリンクさせることも可能です。ご自身の会社をアピールして下さい。ご登録件数が増えるほど、双方にメリットが生まれます。

まずはご登録を！

詳細は別添のチラシをご覧ください。

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成21年12月16日(水)午後1時～4時
日時 平成22年1月20日(水)午後1時～4時
日時 平成22年2月17日(水)午後1時～4時
場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 12月2日(水) 午後1時30分～4時
日時 1月19日(火) 午後1時30分～4時
場所 渋谷区立商工会館 2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

● 申告書用紙等発送予定日

法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
21年12月	22年1月下旬
22年 1月	22年2月下旬
22年 2月	22年3月下旬



事業主の皆様へ

**税理士報酬のお支払いは、
口座振替による税理士協同組合の
報酬自動支払制度が便利です。**

**詳しくは、
顧問税理士に
お尋ねください！**

税理士協同組合事務代行社
株式会社 日税ビジネスサービス
TEL: 03-3345-0888
<http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

創立60周年、社団化45周年 記念式典を開催します！

お陰をもちまして当会も目出度く、
創立60周年・社団化45周年を迎えることとなりました。
この度は下記の通り、新年賀詞交歓会と併せ
記念講演並びに記念式典を開催いたしますので、
会員各位には何かとお忙しいことと存じますが、
是非ご参加下さいますようお願いいたします。

☆ご案内は別途封書にてご郵送致します☆

新年賀詞交歓会並びに創立60周年・社団化45周年 記念講演会・式典開催のご案内

記

1. 日 時：平成22年1月8日（金）
受 付：午後1時30分
場 所：セルリアンタワー東急ホテル
B2F ボールルーム
2. 第1部 記念講演 午後2時30分～4時
講 師 三遊亭楽太郎師匠
演 題 「笑いは心の栄養剤」
3. 第2部 記念式典 午後4時15分～5時15分
4. 第3部 祝 賀 会 午後5時30分～7時
5. 会 費 5,000円

税務
コーナー

法人税
ひとくちメモ

養老保険を定期保険に転換した場合

Q 当社は、現在、全従業員を被保険者とし、当社を受取人とするA生命保険会社の養老保険に加入していますが、加入から10年経過したので、今事業年度に全従業員を被保険者とし、当社を受取人とする定期保険への転換を考えています。この場合、資産に計上されている保険積立金等の処理はどうすればよいのでしょうか。

A 保険契約においては、一般に、「契約の転換」といわれる制度があります。これは、既契約の積立保険料（責任準備金）などを基礎として、新しい保険契約の保険料に充当する形で契約を切り替え、保険の種類の切替えや保険金額の増額を行おうとするも

のです。

ご質問のように、保険積立金のある養老保険を満期保険金のない定期保険に転換した場合には、旧養老保険契約について一種の精算があったものとみなし、資産に計上されている既払保険料の額（保険積立金）のうち新規の定期保険に充当される部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたもの（前払保険料）として新契約の保険期間の経過に応じて損金の額に算入することになります。また、充当されない部分については、その転換があった日の属する事業年度において損金の額に算入することができます。（法基通9-3-5、9-3-7）

詳しくは、法人課税第1部門審理担当にお尋ねください。TEL 03-3463-9181

国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp>」もあわせてご覧ください。

印 紙 税

Q&A

写し、副本、謄本等と表示された契約書の
取り扱い

Q 一つの契約について契約書を正副2通作った場合には、そのうち正本だけに印紙をはればよいのですか。

それとも正副の2通とも印紙をはらなければならないのですか。また、副本としないで写し等とした場合はどうなりますか。

A 印紙税は、契約が成立したという事実を課税対象とするのではなく、契約の成立を証明する目的で作成された文書を課税対象とするものですから、一つの契約について2通以上の文書が作成された場合であっても、その2通以上の文書がそれぞれ契約の成立を証明する目的で作成されたものであるならば、すべて印紙税の課税対象になります。つまり、契約当事者の一方が所持するものには正本又は原本と表示し、他方が所持するものには、写し、副本、謄本な

どという表示をしても、それが契約の成立を証明する目的で作成されたものであるならば、正本又は原本と同様に印紙税の課税対象となります。

しかし、契約書に写し、副本、謄本などと表示された文書の中には、契約の成立を証明するためではなく、単なる控えとするためのものもあります。

そこで、写し、副本、謄本などと表示された文書が、おおむね次のような形態のものであれば、契約の成立を証明する目的で作成されたことが文書上明らかであることから、正本又は原本と同様に印紙税の課税対象として取り扱うことになります。

- (1) 契約当事者の双方又は一方の署名又は押印があるもの
- (2) 正本（原本）と相違ないこと、又は写し、副本、謄本などであることの契約当事者の証明（正本等との割印も含む。）のあるもの

参考条文 印紙税法別表第一課税物件表の適用に関する通則5
印紙税法基本通達第19条

詳しくは、法人課税第2部門までお尋ねください。
TEL 03-3463-9181（内線 5021～5023）

源泉所得税

Q&A

中途退職者と年末調整

Q いわゆるパートタイマーとして働いている人が年の途中で退職した場合には、退職したときに年末調整を行って税額の精算を行ってもよいのでしょうか。

A 次の要件をすべて満たしているときは、その退職時に年末調整を行って差し支えありません。

- (1) その勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していること
- (2) その者のその年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下であること
- (3) 退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けることがないと認められること

【解説】

給与所得者が年の途中で退職する場合には、死亡退

職など一定の事実があるときを除き、その退職の時に年末調整をすることはできません。

しかしながら、いわゆるパートタイマーとして働いている人は、年間103万円を超えるパート収入を得たときには、①パートタイマー本人に所得税が課されること、②その配偶者の所得税額の計算上、配偶者控除の適用が受けられなくなること、③会社が、配偶者控除の適用を受けられる人に対して家族手当を支給することとしている場合には、家族手当の支給が受けられなくなること、などの理由から一般的にパート収入が年間103万円を超える直前に退職し、以後その年中には再就職しないことが多いようです。

以上の事情を考慮して、年の途中で退職するパートタイマーとして働いている人が、所定の要件を満たしているときは、その退職の時に年末調整を行うことができることとしています。

詳しくは、渋谷税務署源泉所得税担当まで。

電話 03-3463-9181

都税事務所だより

Q&A

固定資産税（償却資産）

Q 少額資産は申告の対象になりますか。

A 地方税法上の「少額資産」にあたる場合は、申告の必要がありません。

しかし、取得価額が20万円未満の資産についても、申告の対象になる場合があります。

地方税法上の「少額資産」にあたり、固定資産税（償却資産）の申告の必要がないのは次の資産です。

- 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により税務会計上固定資産として計上しない資産（一時に損金算入しているもの又は必要経費としている資産）
- 取得価額が20万円未満の償却資産を、法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により税務会計上3年間で一括償却している資産
- 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第

1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満の資産

30万円未満				個別に減価償却しているもの
20万円未満	法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（20万円未満）	3年間で一括償却 （法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項）	中小企業者の少額資産特例 （租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8（ほか））	
10万円未満		一時に損金算入 （法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条）		

固定資産税（償却資産）の申告が必要な資産

（地方税法第341条第4号、地方税法施行令第49条）
※租税特別措置法において、中小企業者に該当する法人・個人事業者については、取得価額が30万円未満の減価償却資産を平成15年4月1日から平成22年3月31日までに取得した場合、損金に算入できる措置が講じられていますが、この特例は国税（法人税・所得税）に関する制度ですので、固定資産税（償却資産）では適用されません。

したがって、この特例により損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告が必要となりますので、十分に御注意ください。

詳しくは渋谷都税事務所 Tel 3463-4311(代) 内線 271~274 固定資産税課償却資産係までお問い合わせください。

税務署法定調書及び所得税還付申告のお知らせ(e-Tax等)

●税務署法定調書の提出期限は平成22年2月1日(月)です

「給与所得の源泉徴収票」や「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等の「法定調書」の提出期限は、平成22年2月1日(月)です。早期提出にご協力をお願いいたします。

1 法定調書の提出枚数

一支払先につき原則として1枚です。

2 給与所得の源泉徴収票記載上のご注意

記載に当たっては「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。記載漏れのないよう、ご注意ください。

3 その他記載上のお願ひ

- (1) 法定調書の「署番号」欄には、渋谷税務署の場合「01141」と記載してください。
- (2) 法定調書と一緒に提出する「法定調書合計表」は、税務署から送付された提出用の「合計表」を使用して

ください。

4 郵送等で提出される場合

郵送等による提出で税務署の収受印を押印した「法定調書合計表」の「控」を必要とされる場合には、控用と返信用封筒を同封してください。

5 e-Tax 及び光ディスク等による提出

税務署に提出する法定調書は、e-Tax 及び光ディスク等により提出することもできます。e-Tax 及び光ディスク等により法定調書を提出するための必要な手続きについては、渋谷税務署(管理運営部門)へお尋ねください。

[問い合わせ先]

渋谷税務署 管理運営部門(資料担当)
TEL 3463-9181

●今年の確定申告は、是非、e-Tax(イータックス)で申告を!

平成21年度分の所得税の確定申告をe-Taxで申告すると、次のメリットがあります。

- ①国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書(贈与税は除く)に、電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)できます。
- ②電子証明書を添付して確定申告をすると、最高5,000円の税額控除を受けることができます。(前年以前分で本控除の適用を受けた方は受けられません。)
- ③源泉徴収票や医療費の領収書などの添付書類の提出又は提示を省略できます。(内容確認のため、確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)
- ④還付金を早く受け取ることができます。(e-Taxで申告された所得税の還付申告書は早期処理しています〈3週間程度に短縮〉。)

※詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

●国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

〔所得税の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書〕
〔消費税等の確定申告書・贈与税の申告書〕が作成可能!

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウトした確定申告書等は、そのまま税務署に提出することができます。

適用される特例の内容等により、ご利用できない場合がありますので、ご注意ください。

※詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

●所得税の還付申告をされる方へ!

還付申告の方は、1月から確定申告書を提出することができます。

ご自分で作成し、提出はお早めに!

- ・還付金の振込先の記入は確実にお願いします。
- ・振込み口座は、申告者(本人)名義に限ります。
- ・転居や結婚等により住所・氏名が変わったときは、金融機関で変更の手続きをしてください。
- ・記載相違、記載漏れや書類(源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要な書類)の添付漏れ等がある場合には、税金を還付できないことがあります。

問い合わせ 渋谷税務署 個人課税部門 TEL 3463-9181(自動音声対応)



●所得税から住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)を引ききれなかった方へ

平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に入居した方で、住宅ローン控除を所得税から控除しきれなかった方は、控除しきれなかった分が住民税(所得割)から控除されます。

※申告期限までに「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出する必要があります。

(詳しくは、渋谷区役所 税務課(Tel 3463-1211)へお尋ねください。)

e-Taxを利用しよう

商工会議所は皆様の企業経営を全力でサポートします！



マル経融資

融資対象

- 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組んでいる方
- 従業員20人以下(商業・サービス業5人以下)の法人・個人事業主の方
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税)を完納している方

融資限度額

1500万円

返済期間

- 運転資金 7年以内
- 設備資金 10年以内(一定期間の据置もできます)

担保・保証人

不 要
(保証協会の保証も不要)

融資利率

1.95%
(平成21年10月15日現在)



東京商工会議所 渋谷支部

渋谷区渋谷1-12-5 区立商工会館7階

お問い合わせは・・・

03-3406-8141

(みんなの商売大きく結ぶ繁盛いっばい渋谷が一番)



窓口専門相談

経営上お困りの方やお悩みの方はご相談ください。弁護士や税理士などの専門家のアドバイスが無料で受けられます！

※相談日については日程が変更になる場合がございますので予めお問い合わせください。

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

相談内容	相談員	相談日程
法律	弁護士	毎週火曜日 午後1時～4時
税務	税理士	毎週火曜日 午後1時～4時

その他、通常の経営相談・金融相談・個人事業主の方の記帳相談は随時承っておりますので、経営上お困りの点はご相談下さい。

※東京商工会議所の会員・非会員を問わずご利用いただけます。

※融資については、審査の結果ご要望にお応えできない場合がございますので、予めご了承ください。



渋谷税務署からのお知らせ

よくある税の質問にお答えする手段としてご利用いただいております「タックスアンサー」のうち、「電話音声・ファクシミリ」によるサービスは、平成21年11月30日をもちまして、終了させていただきます。

今後は、「インターネット(携帯電話サイトを含む)」によるタックスアンサーのサービスの充実に努めてまいりますので、お気軽にご利用ください。

(国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]からのご利用が便利です。)

また、税に関する一般的なご相談は、お近くの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1番」を選択していただければ、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

法人会
事業
アラカルト

会員の集い・鍛山矩幸氏特別講演

—私の相撲人生—

去る10月23日午後3時より、渋谷エクセルホテル東急において、元関脇寺尾関の鍛山矩幸（しころやまつねゆき）氏をお迎えして秋の特別講演会・会員の集いを開催した。

人柄を思わせる誠実な口調で、飽きさせず非常に好評だった。

その後同所において懇親会を開催し、会員相互の交流を図っていただいた。

講演会の総出席者は、201名。



柳田会長挨拶



五月女組織委員長挨拶



講師：鍛山矩幸氏



司会：須藤副会長



法人会の集い

会員増強合同会議を開催

渋谷法人会では、10月、11月、12月の3ヶ月間の会員増強月間に臨むにあたり、8月26日(水)渋谷法人会館において、会員増強合同会議を開催した。

当日は、渋谷税務署より二見法人第一統括官と西川審理担当上席にご出席いただき、一段と厳しい経済環境の中、退会防止策や増強目標数について最終検討をした。



柳田委員長挨拶



五月女組織委員長挨拶



二見第一統括官挨拶



会員増強合同会議

創立60周年・社団化45周年
記念式典運営委員会を開催

渋谷法人会はこの度創立60周年・社団化45周年を迎えることになり、その式典開催の為の運営委員会を9月8日(火)、28日(月)の2回、渋谷法人会館において開催した。

これまでの記念式典は、日本橋の明治座で式典と観劇会を催してきたが、経済情勢や法人会の財務状況も鑑み、今回は来年1月に新年賀詞交歓会と併せて、記念講演と式典、懇親会を開催することとした。



石田式典運営委員長



式典運営委員会

e-Tax推進委員会を開催

渋谷法人会では、e-Taxの普及推進に協力する為9月11日e-Tax推進委員会を開催し、その方策について検討した。

委員会では、会員企業自らのe-Tax利用率を高めることももちろんだが、顧問税理士に対



e-Tax委員会

して、代理送信によるe-Tax利用を要請するようお願いしていくことを推進していくこととした。

第4回チャリティゴルフコンペを開催

厚生委員会主催による第4回チャリティゴルフコンペを10月6日(火)、昨年に引き続き埼玉県ときがわ町越

会員の増加は、会員のメリットに通じる

生ゴルフクラブにおいて開催した。

台風接近の為開催が危ぶまれたが、57名の参加をいただき予定通り開催した。

優勝は、(有)フジキジャパンの藤木宏泰氏。

参加者からのチャリティー募金57,000円を10月13日、浅妻厚生委員長から渋谷区社会福祉事業団に寄贈した。



優勝：藤木宏泰氏



チャリティー募金を寄贈 右 浅妻委員長

地方税セミナー開催

去る10月15日(木)渋谷区立商工会館において、午後2時から3時30分まで、渋谷都税事務所のご協力により、地方税セミナーを開催した。

今回は、地方法人特別税制度の概要や税額計算、中小企業向け省エネ促進税制、償却資産税、eLTAX(エルタックス)の利用の仕方やメリットなどについて、パワーポイントを用いて説明があった。出席者62名。



成瀬事業税課長挨拶



地方税セミナー

ブロックだより

ブロック税務講習会を開催

9月25日の第7・8ブロック合同の税務講習会を皮切りに、各ブロックにおいて、平成21年度税法改正の講習会を開催した。

今年度は法人税だけではなく、事業承継税制についても講習を行った。講師は渋谷税務署の二見法人課税第一部門統括官、西川審理担当上席調査官、藤田審理

担当上席調査官。



講師：二見第一統括官



講師：藤田審理担当上席



講師：西川審理担当上席



7・8ブロック合同税務講習会

第15ブロックボウリング大会

(田中ブロック長)

渋谷法人会第15ブロック(幡ヶ谷1～3丁目)では、毎年恒例のボウリング大会を去る10月16日(金)笹塚ボウルにて開催した。

出席者21名、優勝者は天野長兎氏。



第15ブロック長挨拶



優勝：天野長兎氏



第15ブロックボウリング大会

Hirooフェアに参加

第4ブロック(鈴木ブロック長)

10月18日(日)渋谷法人会第4ブロック(広尾1～4丁目)でHirooフェアが開かれ法人会から花小鉢、お菓子、税金クイズを供出し法人会をアピールした。



Hirooフェア

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

パソコン研修会と懇親会を開催

第8ブロック（長谷川ブロック長）

10月24日(土)第8ブロックでは、パソコン研修会と懇親会を開催した。開催場所は、道玄坂の富士通オープンカレッジ渋谷校。非常に好評だった。出席者21名。



部会だより

部会設立10周年行事に向けて

9月17日(木)渋谷法人会館において、女性部会役員会を開催した。

渋谷税務署から二見法人第一統括官、西川審理担当席調査官にご出席いただき、女性部会設立10周年記念行事の運営について協議した。



女性部役員会

青年部会役員会

去る10月14日(水)午前11時から意見交換会、くみのの広場、青年部会ホームページ作成等について役員会を開催した。

ホームページについては、後日試作ページを見ながら話し合うこととした。



青年部役員会

税を考える週間協賛事業

渋谷区くみのの広場(しぶやフェスタ2009)に参加

「税を考える週間」(11/11~11/17)行事の一環として、去る10月31日(土)、11月1日(日)の2日間、渋谷税務署管内税務関係六団体の一員として、渋谷区くみのの広場(しぶやフェスタ2009)に参加。今回も来場者に税金クイズに挑戦していただき、賞品のパンジーの鉢植え(2個入り3,000セット)をプレゼントした。

他に法人会として、クリアファイル、マーカーペン、水木プロ作画全法連租税教育用のマンガ本「税ってなんだ？」等も各3,000セット提供した。

クイズに参加された皆さんは、改めて税に対する認識を深められたようだった。柳田会長、青年部会、女性部会員の皆さん、早朝より花のセットや税金クイズ、鉢植えのプレゼントターまでお疲れ様でした。



くみのの広場



税務関係六団体テント前

業務用米専門店 創業100年

有限会社 藤木商店

代表取締役 藤木 伸 欣

今年の**新米**を各銘柄
取りそろえております

東京都渋谷区道玄坂1-5-5

本 社 〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂1-5-5
藤木ビル6F
電 話 (03) 3463-5785

本 店 〒154-0005
東京都世田谷区三宿2-19-14
電 話 (03) 3424-6777
FAX (03) 3424-5518

東急プラザ店
東京都渋谷区道玄坂1-2-2
東急プラザB1(Ⓜ)渋谷市場内
電話・FAX (03) 5489-2210

e-Taxを活用しよう

サラリーマンとして知っておきたい所得税の知識②

実藤 秀志 (公認会計士・税理士)

医療費控除の裏道

読者の皆様もときどき医療費控除を利用されると思います。医療費控除とは所得控除の一種で、本人と生計を一にする配偶者などが医療費を支払った場合に、一定金額を所得から差し引けるものです。

そして、医療費控除を受けるためには、よく言われることは支払額が10万円超であることが条件であるかのように言われることがあります。しかし、これは厳密の意味では正しくありません。まず、医療費控除額算出の下記の算式を見て下さい。

(支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額)－(10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額)

上記算式を見ますと、確かに10万円超の医療費支払であれば確実に控除が受けられますが、

一方、医療費支払が10万円以下であっても、総所得金額等が低ければ医療費控除が受けられることがあるのです。

たとえば、支出医療費6万円、「総所得金額等の合計額の5%」が5万円としますと、医療費控除は1万円(6万円－5万円)受けられることがあるのです。

ですから、医療費が10万円にならなくても、きちんと医療費の領収証をとっておいて、上記算式にあてはめて、医療費控除の可否を把握すべきなのです。

また、医療費控除については、確定申告のみによって行われること、領収証を入れる専用の用紙があることが留意点です。

最後に、こうした一連の手続きについては、税理士会の行う無料相談会を利用すれば無料で、その場で提出できるのでたいへん便利ですから、ご利用検討してみたいはいかがでしょうか。

現代を生き抜く知恵

西都原 信 (ビジネス評論家)

「活用」力を強めよう！

日本人は、一般に基礎学力はあるものの、それらを実践の場において、どのように効果的に活用していくかについては苦手だともいわれているようだ。そのため、今、中・高生の学習の場においても、社会に出て、生き抜くための「活用する力」教育がキーワードになっているほどである。

もっとも、これまで蓄積してきた情報・知識・経験などは、その人にとっては、「知的財産」なのである。活用しなければ、価値を生み出すことはない。

お金もただ、ためることが目標ではなく、何かをするための手段だということができる。そうでなくては、社会も活性化していかない。情報・知識・経験をインプットしているだけでは、知的財産も死蔵していくことになる。

■「活用」力を高めていくポイント

①大いに表現していくこと

話す、書くなどあらゆる機会をつくって、そのたびにいろいろな人たちにアピールしていくことによって、活用の

ヒントをつかむことができる。

②ときには激論をしてみる

自分の情報・知識・経験などが、どれほどの価値を持っているのか、討論をしてみることによって、客観性をもたらしことになる。

③自分の“知的財産”の棚卸しをしてみる

今の時代にマッチしているか、賞味期限が切れていないか、欠如しているものはないかなど、自分の“知的財産”をオープンにしてみて、今、活用できるポイントを見いだすことである。



④状況に適応していく

自分のポジションを知り、その環境に適応していかない限り、自分の能力を発揮することはできない。したがって、状況判断が大きな意味を持つことになり、状況の変化について敏感に反応していくことである。

⑤良好なコミュニケーションを図る

他者に自分の考えや思想をうまく伝えていくには、意思疎通のスキルを持つことである。

この社会あなたの税が生きている



マナーの心理学 [番外編]

斎藤由紀夫 (東京薬科大学キャリアセンター長／産業カウンセラー)

エスカレーターあれこれ

最近、各駅にエレベーターやエスカレーターが設置されるようになり、お年寄りや身体の不自由な人にも外出しやすくなってきている。健康な人は、運動のため階段を使えばよいのだが、便利さからついそちらを利用してしまふ。駅で見ていると、エレベーターは設置場所がホームの隅にあり、1回の乗れる人数が限られていることなどから、時間がかかり利用者は少ない。一方、エスカレーターは、駅の中央など利用者が多い場所に設置されていることから、ほとんどの人が利用しているといってもよい。

エスカレーターであるが、階段の横に設置されていることが多い

め、乗降者が自由に選択することができる。急ぐ人はエスカレーターに乗り、歩くのが一番早い。しかし、エスカレーターはそもそも乗るものであり、乗って歩くものではない。だれが決めたかわからないが、東京では、エスカレーターの左側は乗る人、右側は乗って歩く人とルール化されており、道をふさいで乗っている人はあまり見かけない。

だが、このルールは東京と大阪では異なる。大阪ではエスカレーターの右側が乗る人、左側が乗って歩く人となっている。この現象は大阪万国博覧会のころからといわれ、外国人に合わせて左側通行になったという説もあるが定かでない。

エスカレーターもラッシュ時になると、ルールが変わって、乗って歩く人がほとんどになる。特に階段がなくエスカレーターだけのところは、ほとんどの人が乗って歩いている。エスカレーターに乗って歩かない人は、なぜか周りの視線を強く浴びてしまう。この場合は、身体的に支障なければ「人の流れ」に合わせるなど気を配るのがマナーである。

そのほか、マナーとして注意しなければならないことは、エスカレーターで人と一緒の場合の乗り降りである。一般的には自分より目上の人先になる。しかし、目上の人でも気を遣い、譲る言葉をかける人もいるが、そのときは真に受けず、先に乗ることを勧める。また、お客様を案内する場合には案内する人が先に乗る。このとき一言声をかけて乗ることが必要である。

マナーは、相手や状況によって対応が変わってくることを知っておくことが大切である。

●女性では訴える自覚症状の中でトップ

日本人は昔から肩にさまざまなものを背負わせてきた。肩で風を切る、肩書きでものをいう、肩ひじを張る、肩身が狭い。有形無形、いやはや肩がこるわけだ。

昔に限ったことではない。以前より肩こりを訴える人が増えている。厚生労働省の「平成19年国民生活基礎調査」によると、1000人当たりの肩こり有訴者率は、昭和61年には56.6人だった。ところが20年後の平成19年には96.1人と1.7倍になっている。特に女性は腰痛より多く、訴える自覚症状の中でトップにある。

●同じ姿勢でいると血流が悪くなる

首のこりや肩こりには、頸椎変形症や肩関節周囲炎（五十肩）など、背景に病気や障害があるものと、脛肩腕症候群といって特定の病気がないものがあるが、後者のほうが圧倒的に多い。

原因は、首や肩周辺の筋肉疲労に



身近な健康法

後藤 有能

(医学ジャーナリスト)

肩こり解消の3本柱 ——姿勢、運動、 リラクゼーション



よるとされている。つまり、長い時間、同じ姿勢や猫背などの前かがみでいると、筋肉が緊張して血流が悪くなる。次第に乳酸などの疲労物質が蓄積し、筋肉内の神経を刺激して

痛みを発生させるというわけである。

●背伸びだけでも 筋肉の疲労回復になる

したがって、肩こり解消には、まず「姿勢を正す」。肩の負担を軽くするには、背骨が自然ならS字カーブを保ち、頭の重みが片方に偏らない用にする。立つときは、背筋を伸ばし、あごを引いて、おなかを引っ込める。座るときも、女性の横座りや男性のあぐらなど、背中を丸める、頭を後ろに反らせる姿勢を続けないことが肝要だ。

次に、運動。同じ姿勢を1時間続けたら、腕回しや肩の上げ下ろしなどの「肩こり体操」をする。背伸びだけでも筋肉の疲労回復になる。

ストレスも首、肩の筋肉を硬くする。こうした肩こりには、患部を温める。ぬるめの風呂にゆったり浸かろう。

姿勢、運動、リラクゼーション。肩の荷の下ろし方はいろいろあることを知っておこう。

e-Taxを体験してみよう！



マスメディア (その3)

法政大学教授 藤倉 良

報道の波

下のグラフは、朝日新聞のデータベース『聞蔵』と『聞蔵Ⅱ』で検索した1994年から2008年までの記事ヒット数です。

環境や健康に関する報道には、波があることがわかります。私たちに「悪いこと」が降りかかってきそうだということになれば、集中的に取り上げられます。けれども、多くはそのうち忘れ去られてしまいます。

「悪いこと」は本当に起きるのでしょうか。マスメディアが大きく取り上げるからといって、危険性も高いとは限りません。2つの例を見てみましょう。

BSE

BSEは牛海綿状脳症の略語で、いわゆる狂牛病のことです。2001年ごろに話題になりました。韓国では、08年に米国産牛肉の是非をめぐる、政権がゆらぐほどの社会問題になりました。

BSEが問題になったのは、感染した牛肉を食べると、人がクロイツフェルト・ヤコブ病になる可能性があるからです。ただし、その可能性は小さく、食品安全委員会は、BSE対策が行われる前に輸入された感染牛によって国内で病気になる人は、最悪の場合でも全国で0.9人と試算しています。

実は、冷静に読めば、不安をあおる新聞報道は多くありませんでした。あまりにも多く報道されましたし、新聞以外にさまざまなメディアが「恐怖」をあおったため、人々は「米国産牛肉は怖い」と認識するようになりました。

PSE

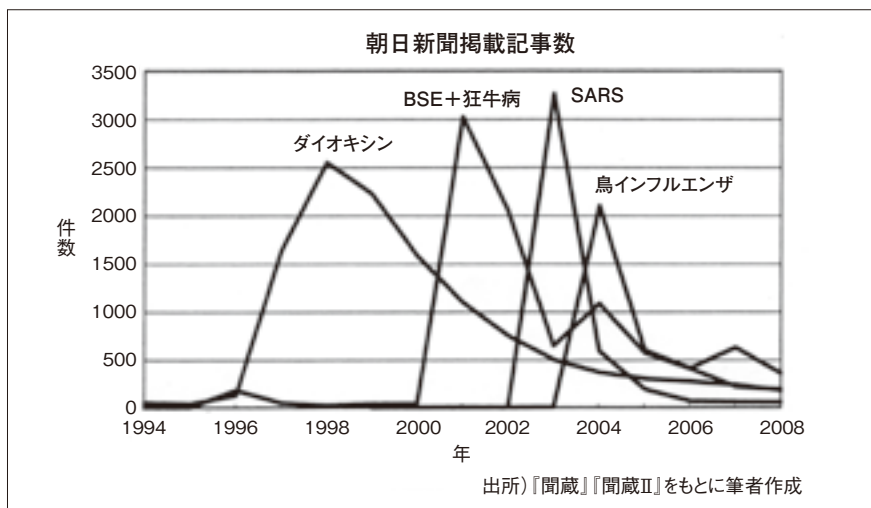
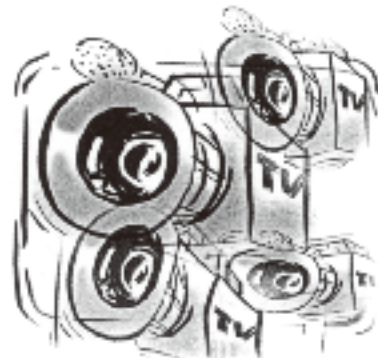
BSEと一文字違いですが、こちらは電気用品安全法の略語です。2006年か

ら、リサイクルショップで売られる中古電気用品にPSEマークの添付が義務付けられています。漏電などの事故防止が目的で、安全性が確認された製品にPSEマークが貼付されます。

消防庁の統計によると、07年に電気用品と電気装置が原因で、1634件の火災が発生しています。中古家電製品の方が、輸入牛肉より危険性が高いことは明らかでしょう。

ところが、PSE導入時には、この制度に反対するメディアの方が多かったのです。ビンテージものの楽器が買えなくなる、街のリサイクルショップが困るというものです。これを受けて、07年に法律が改正され、マークの表示義務が一部緩和されました。

危険性だけを考えれば、マスメディアはBSE対策よりもPSEの推進を強く訴えるべきでしょう。けれども、実際はそうではなかったのです。



平成21年8月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	(株)オールインデックス	小寺 厚	渋谷区恵比寿4-10-12	5489-6200	情報提供サービス
6	(株)だるまてんぐ	久保 聡	渋谷区渋谷1-24-1	3797-9737	飲食店経営
13	合同会社 ハイフレックス東京	大場 健児	渋谷区大山町24-15	6416-8613	イベント制作
14	(株)パフェ	岩田 克子	渋谷区笹塚2-32-12	5350-8813	洋服等の販売・情報収集等
17	(株)ジェイピーエス	吉本 修	渋谷区代々木3-46-12-4D	5302-6857	医療機器・化粧品の卸販売

平成21年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
2	(株)バリュースタッフ	森本 光春	渋谷区恵比寿南1-7-8-610	5725-5305	人材派遣業
2	(株)ヤマツウ	山本 宏之	渋谷区恵比寿西1-24-1	3464-6015	卸売業
3	(有)ユニオンスクエア	野永 哲也	渋谷区鶯谷町2-8	3461-1680	輸入衣料販売
3	(株)シェア・ジェネレート	篠田 岳人	渋谷区鶯谷町19-12-2F	5456-8776	Eコマース事業
3	トランスプラント(有)	相川 厚	渋谷区代官山町9-1	5428-3678	医療管理業務
3	(株)DSPエンターテインメント	矢野 博之	渋谷区代官山町14-11	6415-6877	音楽・芸能
3	(株)バランス	齋藤多可雄	渋谷区鉢山町9-21	6277-5600	イベント企画・制作
3	(有)リボイスコンフュージョン	小林 俊之	渋谷区桜丘町4-17	5489-0787	デザイン業
5	ネオテニーベンチャー開発(株)	松本 英博	渋谷区東3-25-3	6419-1851	経営コンサルティング
6	(株)インターズー	山田 香	渋谷区渋谷1-3-9	6427-4571	出版業
7	(株)プラスティ	清水 章弘	渋谷区道玄坂1-21-1	6416-1650	教育
7	(株)beauty human	高橋 麻紀	渋谷区南平台町6-11	6416-9870	エステティックサロン
11	(株)サンエイト	中西 憲明	渋谷区宇田川町12-3	3770-1258	
11	(株)ビーディライトッド	田口御早生	渋谷区神南1-11-5	5456-6455	不動産業
11	(株)ハ口	矢野 卓	渋谷区神南1-13-4	6416-9871	インターネット広告
12	東京F&B(株)	中島 護	渋谷区上原3-44-6	3469-7302	輸入販売
18	(株)エム・イーシー	笠原 省吾	渋谷区代々木2-5-1	3374-6651	水処理業・インターネット販売・卸売
18	(株)シーブ・コーポレーション	矢野 徹真	渋谷区千駄ヶ谷5-26-5	5368-6633	請負業



ー都税についてのお知らせー

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です。(23区内)
6月にお送りした納付書により、12月28日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

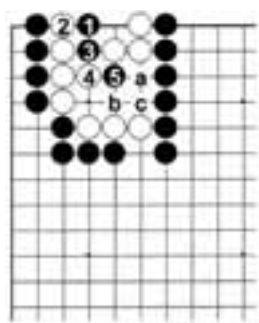
◆金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

- 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆口座振替

■正解「黒先白死」

黒1が急所です。白2に黒3、5が決め手で白死です。途中黒3を5は早計。白a、黒3、白bで生き。初手をcは味消し。白b、黒1、白2、黒3、白4と生きられます。初手を3は、白1で黒失敗です。



◆コンビニエンスストア

- 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
- 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

◆金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング

- 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ペイジーマークの入っている都税の納付書に限りです。
- 領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください）。
- 新規にインターネットバンキングやモバイルバン

振替納税を利用しよう

キングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です（既にご利用の方は新たな申込みは不要です）。

- 保守点検作業のため、平成22年1月1日午前0時～平成22年1月4日午前7時まではご利用できません。その他にもご利用できない期間があります。詳しくは、主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）の「都税の納税等について」をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納付には、 安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、預（貯）金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください。（1月12日までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます。）

<口座振替のお問い合わせ先>

主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）

ー都税についてのお知らせー

中小企業者向け省エネ促進税制について

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免します。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者* *資本金1億円以下の法人、個人事業者等 地球温暖化対策報告書制度については、環境局ホームページをご覧ください。 (http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/co2-report-system.htm)
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備**及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨

対象設備	機器として指定したもの **空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 導入推奨機器の一覧については、環境局ホームページをご覧ください。 (http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sgw/gennzei/list.htm)
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得年度の事業税額から減免。ただし、当期事業税額の2分の1を限度 ※減免仕切れなかった額は、翌年度の事業税額から減免可
対象期間	次の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 法人…平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度 個人…平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間
減免手続	事業税の納期限までに、必要書類を添付して減免申請書を提出してください。

【お問い合わせ先】

<中小企業者向け促進税制について>

主税局課税部法人課税指導課（法人事業税）03-5388-2963
主税局課税部課税指導課（個人事業税）03-5388-2969
渋谷都税事務所の各税目担当係 03-3463-4311

<地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について>

環境局都市地球環境部計画調整課 03-5388-3443
（ガスヒートポンプ式冷暖房機及び小型ボイラー設備についての詳細は、環境局環境改善部大気保全課（03-5388-3493）まで）

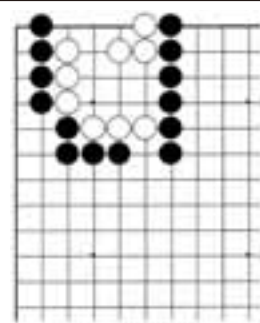
主税局ホームページに、制度のQ&Aや最新情報を掲載しています。<東京版>環境減税について
<http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/info/kangen-tokyo.html>

詰 碁

<出題> 日本棋院

■黒先

白のフトコロに潜入して、内側から鋭く追及します。
（考慮5分で初段）



即 日 訪 問

修理・販売・設置工事

各メーカー取扱

地上デジタル、CS、BSアンテナ工事

●エアコン取付取外工事 ¥8,000～

(株)リビングニホンドウ ☎(03) 3461-8269

<店舗> 渋谷区南平台町3-15 渋谷駅南口

サービスエリア/渋谷区・世田谷区・目黒区

URL <http://www.l-nihondo.com>



AM 9:30
PM 8:00

見積
無料

渋谷法人会の

儀式サービス制度

わすれていない？

携帯電話へ登録！

事前問合せおよび万一の場合は
フリーダイヤル

24時間対応

0120-421-493

万一の時に慌てない為、**今すぐ**
お手持ちの携帯電話のバーコードリーダーからフリーダイヤル
番号を登録下さい。



葬儀の基本的なセットが
通常40万～60万円のところ儀式サービスでは

会員企業の全役員(75才未満)
のご利用負担金は無料!

※75才以上の役員及びご家族は24万円(税別)で
基本セットをご利用いただけます。

葬儀サービスの流れ

① 指定のフリー
ダイヤルに緊急
電話

落ちついてご連絡
ください。

② 電話受付

早速ご葬儀の手配を
いたしますので、必
要事項をお聞かせく
ださい。ただちに全
国儀式サービス協力
会の地元の葬儀社に
連絡します。

③ 葬儀の施行
依頼

葬儀を施行する場
所に応じて、全国
儀式サービス協力
会の会員である地
元の葬儀社が伺い
ます。

④ ご葬儀の打合せ

儀式サービスの基本セ
ットについて説明をします。
事前にお見積書を提出し
ます。
準備・手続き、すべてお
任せください。

儀式サービスについてのお問合せは

社団法人 **渋谷法人会** TEL.03-3461-0758
株式会社 **全国儀式サービス** TEL.03-3739-0755

ご提供できる基本セットの内容

葬儀基本セット(仏式) 東京・神奈川の例

- | | |
|--------------|-------------|
| ●ご祭壇 | (幕類) |
| ●お棺(桐上級棺) | ●ご焼香用品 |
| ●ご遺影(白黒) | ●ご遺体保存用品 |
| ●寝台車 | (ドライアイス一回分) |
| (車庫から10kmまで) | ●受付用テント |
| ●忌中額 | (一張)、照明器具 |
| ●門標(式場看板) | ●放送設備 |
| ●枕飾り | (マイク・スピーカー) |
| ●会葬礼状 | ●儀式係員派遣 |
| (100枚) | ●見積り係員派遣 |
| ●お位牌(白木) | ●諸官庁手続き |
| ●お清めセット | |
| ●式場内外装飾用品 | |

※神式やキリスト教式、その他の宗教についても、同格の
基本セットをご用意しております。

※ご祭壇、お棺等はグレードアップが可能です。

※基本セット内容以上のものをご希望された場合や会葬者
の接待費用、寺院関係の費用等は別途ご負担頂きます。

※一部葬儀社によっては、ご提供できる基本セット内容が
若干異なりますので、葬儀社に十分ご確認下さい。